

【私学助成幼稚園等・特別支援学校】

幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準について

令和4年3月 こども青少年局保育・教育運営課

目次

- 1 特定子ども・子育て支援施設等とは
- 2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準
- 3 特定子ども・子育て支援施設等への指導監査
- 4 参考資料
 - <参考1>幼児教育・保育の無償化について
 - <参考2>施設等利用費の給付方法
 - <参考3>根拠規定等

1 特定子ども・子育て支援施設等とは

市町村が「確認」をした、次の施設・事業を指します。

1. **私学助成幼稚園等、特別支援学校**
- 2.認可外保育施設
- 3.**幼稚園等で実施する預かり保育事業**
- 4.一時預かり事業（一時保育事業、年度限定保育事業等）
- 5.病児保育事業
- 6.子育て援助活動支援事業（子育てサポートシステム）



2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた施設・事業には、「施設等利用費」として公費が充てられるため、利用者への適切な説明を行い、施設等利用費を適正に執行することが求められます。



特定子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法第58条の4第2項に基づき、内閣府令で定める「運営基準（※）」の第53条から第61条に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下、「運営基準」と言います。）

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

**(1) 利用者、利用日、利用時間、利用内容を記録し、
5年間（※）保存してください。**

（運営基準第54条及び第61条2項）

* 記録の例：園日誌や保育日誌、出席簿など

※幼児教育・保育の無償化が施行された令和元年10月以降のものが対象となります。

(2) 利用に際しては、保護者に利用料をあらかじめ示したうえで支払いを受けてください。

また、特定費用（※）を徴収する場合は、「使途及び額並びに理由」をあらかじめ書面で示し、同意を得てください。

（運営基準第55条）

* 申込や契約を交わす前に、募集要項、利用案内、園のしおり、重要事項説明書等で、利用料と特定費用を示し説明してください。

※特定費用とは…日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等（無償化の対象となりません。）

(3) 領収書の発行について

〈教育部分の利用料について保護者負担分がある場合／ 預かり保育事業（市型預かり保育を除く）〉

利用料の支払いを受ける際に「領収書」を交付してください。
また、利用料の他に特定費用（※）がある場合は、内訳を示して記載してください。（運営基準第56条1項）

※特定費用とは…日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等
(無償化の対象となりません。)

■領収書の読み替えについて

次の書類について、利用料と特定費用の額が分かるものであれば
領収書への読み替えを可とします。

**口座引き落としや電子マネー支払い等の利用明細通知、
利用申込書の保護者控え、領収印やサインのある集金袋の写し等**

* 保護者に交付した領収書の内容がわかるよう、園にも控えや記録（電子データも可）を残してください。

* 保護者から領収書の発行を求められた場合には、別途発行が必要です。

■一定額の料金について、定期的に支払いを受ける場合

あらかじめ募集要項や利用案内等で示した料金について、毎月決まった金額を口座引き落とし等により、支払いを受けている場合は、毎月の明細通知の発行を省略することも可とします。

ただし、支払い額に変更が生じた場合（料金の変更や行事費等の追加徴収など）は、領収書や明細書もしくは園だより等により、保護者に料金の内訳をお知らせしてください。

* この場合も、保護者に料金の内訳をお知らせした領収書や明細書もしくは園だより等の控えや記録（電子データも可）を園に残してください。

(3) 領収書の発行について

〈教育部分（代理受領分）／横浜市型預かり保育〉

施設等利用費を園で代理受領している場合は、その額を保護者あてに明示する必要があります。（運営基準第57条）

教育部分にかかる施設等利用費及び横浜市型預かりについては、市から送付している通知（次ページ参照）をもとに、資料の掲示又は配付等により、保護者に代理受領分の利用料を示してください。

＜参考＞施設等利用費の額にかかる法定代理受領の通知

令和3年3月 日

学校法人 ***学園
***幼稚園 設置者様
(0000)

横浜市こども青少年局子育て支援課長

令和2年度の施設等利用費の額について

貴園における令和元年度の施設等利用費の額は、以下の記載のとおりです。これをもとに、各給付認定保護者の方々に、施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっています。

円

令和3年3月 日

給付認定保護者のみなさま

***幼稚園

令和2年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領額の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設等利用費の額は、別紙「令和2年度の施設等利用費の額について」とおりとなります。具体的額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設等利用費については、給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に幼児教育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援

＜参考＞横浜市型預かりの施設等利用費の額に係る法定代理受領額の通知

令和3年 月 日

○○○○ 設置者様

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

令和3年度第1四半期私立幼稚園等預かり保育事業における

施設等利用費の額について

貴園における令和3年度第1四半期私立幼稚園等預かり保育事業における施設等利用費の額は、以下の記載のとおりです。これをもとに、各給付認定保護者の方々に、施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっています。

円

令和3年 月 日

給付認定保護者のみなさま

○○○○幼稚園

令和3年度第1四半期私立幼稚園等預かり保育事業における

施設等利用費の額に係る法定代理受領額の通知について

令和3年度第1四半期（4月から6月）に、本園が代理受領した施設等利用費の額は、別紙「令和3年度第1四半期私立幼稚園等預かり保育事業における施設等利用費の額について」とのとおりとなります。具体的額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設等利用費については、給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成

(4) 保護者から求められた際は、利用日、利用時間、利用内容、利用料等を記載した「提供証明書」を交付してください。
(運営基準第56条2項)

* 保護者から求められた場合に速やかに交付できるよう、日ごろから利用の記録や利用料等の帳簿などの書類の整備をお願いいたします。

※提供証明書の記載方法についてのお問合せは下記担当へお願いいたします。

【こども青少年局保育・教育給付課 施設等利用費給付（償還払）担当】045-671-0233

(5) 保護者が、偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知してください。
(運営基準第58条)

* 保護者が不正な行為により施設等利用費の支給を受けていることが疑われる場合は、保育・教育運営課へご相談ください。

(6) 利用児童に対し、国籍、信条、社会的身分又は無償化対象か否かによって、差別的取り扱いをしてはなりません。
(運営基準第59条)

* 無償化対象者であることだけを理由に、利用料を高く設定する等の取り扱いは認められません。

(7) 施設、職員（職員であった者を含む）及び管理者が、業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密保持に関する措置をしてください。
(運営基準第60条 1 項及び 2 項)

* 秘密保持に関する措置の例：
職員向け研修の実施やマニュアルの整備、就業規則または雇用契約書への秘密保持の項目記載など

(8) 小学校、その他の機関へ利用児童の情報を提供する際

には、法令等の根拠がある場合を除き、あらかじめ文書により保護者の同意を得てください。

(運営基準第60条3項)

- * 法令等に根拠がない場合には、利用児童の情報を提供する前に、文書で保護者の同意を得るようにしてください。

○ 進学先の小学校等への保育要録・指導要録・こども要録の送付について

要録は、子どもの最善の利益を考慮し、保育・教育施設から小学校等へ、子どもの可能性を受け渡していくためのものです。子どものこれまでの育ちや学びを進学先の小学校等に伝え、就学後の生活や学びにつなげていくためにも、単に要録を送付するのではなく、小学校との顔の見える連携を図りながら、一人ひとりの子どものよさや全体像も付加しながら、丁寧に引継ぐことが大切です。

そのため、小学校等への要録の送付等について、保護者にあらかじめ周知することが適当です。

要録を進学先の小学校等へ送付することは、法令等に根拠があり、保護者の「文書による同意」は不要とされていますが、入園時の募集要項や利用案内、または、重要事項説明書等に、次のような説明を記載するほか、年長への進級時などの機会をとらえ、小学校等への要録の送付等について保護者へお知らせするようお願いします。

＜周知文例＞

「進学先の小学校等における子どもの理解を助け、円滑な接続を図り、子どもの育ちを支えるために、進学先の小学校等に対し、子どもの情報（要録等）を提供します。」

(9) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくよう お願いします。 (運営基準第61条1項)

区分	諸記録の例
職員に関する記録の例	雇用契約書、労働条件通知書、シフト表、勤務記録表、就業規則、給与規程、社会保険への加入を証する書類、安全衛生管理体制が分かる書類、職員の健康診断の実施状況がわかる書類
設備に関する記録の例	施設・設備が法令その他各自治体が定める設置基準に従って整備されていることが分かる書類、施設・設備や備品等が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類、防災計画・害虫駆除・受動喫煙の防止・事故発生防止・防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類
会計に関する記録の例	経理規定、収支計算書、損益計算書、貸借対照表、出納管理簿

*書類名は、あくまで例示であり、全てを備えるべきということではありません。

3 特定子ども・子育て支援施設等への指導監査

▶子ども・子育て支援法に基づき、無償化給付費（施設等利用費）に関する事務が適正に行われているかを確認します。

★指導監査について

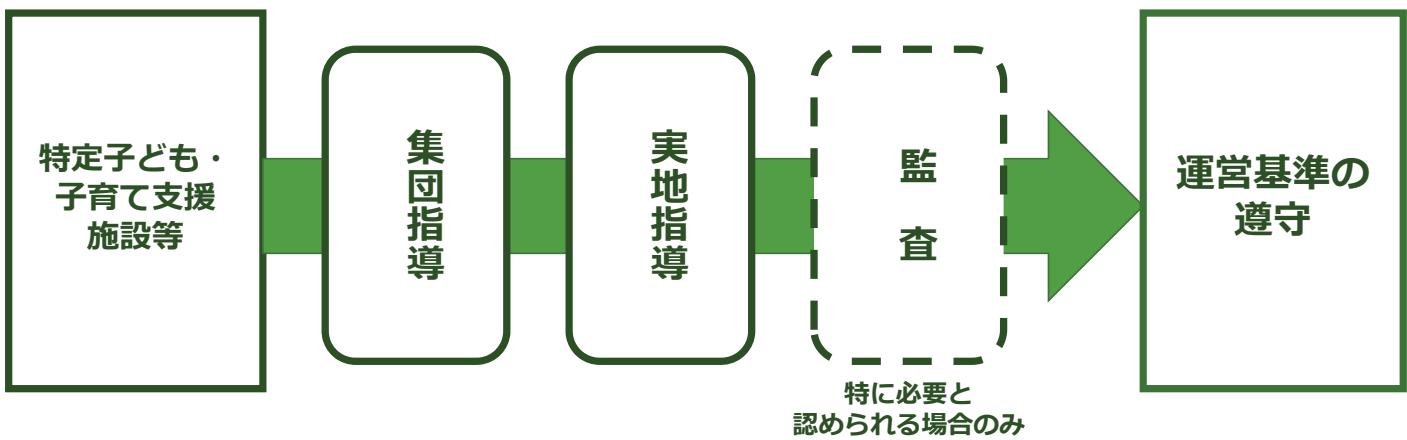
指導…集団指導と実地指導を全ての施設等に対して、定期的に行います。

集団指導は、運営基準に基づき、無償化対象施設として備えるべき書類や対応について、説明会で周知します。

実地指導は、訪問調査にて、書類確認及びヒアリングを行います。

監査…著しい違反や不正が疑われるなど、特に調査が必要な場合に実施します。

<指導監査の流れ>



■集団指導について

令和3年度は、本説明資料の配信を集団指導と位置付けます。

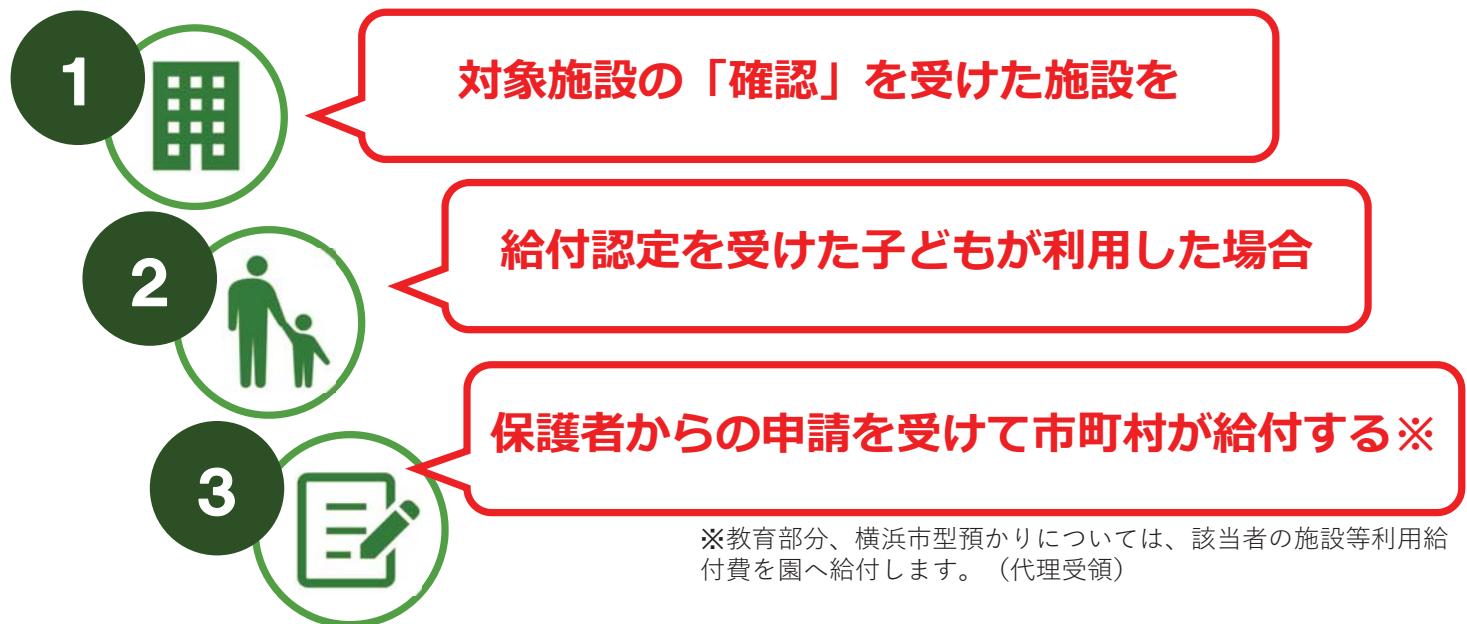
令和4年度以降の実施方法については、別途お知らせいたします。

■実地指導について

幼稚園への実地指導は、既存の「私立幼稚園等に対する補助金に関する事務調査（以下、「事務調査」）」と併せて実施することとし、実施頻度も事務調査と同様です。訪問による調査が行われない年には、書面による自己点検の実施を依頼します。なお、令和4年度の実地指導・自己点検の実施方法やスケジュールについては、新型コロナウイルス感染対策等の状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。

<参考1> 幼児教育・保育の無償化について

【無償化手続きの3ステップ】



<参考2> 施設等利用費の給付方法

	私学助成幼稚園等		一時預かり保育 (市型預かり以外)
	教育部分	市型預かり保育	
保護者	利用料から 上限25,700円 を引いた分を 施設に支払い	利用料 0 円	利用料を施設に支払い 提供証明書を添付し 給付申請 給付金受け取り
事業者	保護者から 差引分徴収 給付申請	給付申請	利用料徴収 提供証明書発行
市	園に給付	園に給付	提供証明書等確認し <u>保護者に直接給付</u> ※四半期ごと

市型預かり保育に係る無償化の給付については、園の代理受領となりますので、保護者から市への請求は不要です。

<参考3>根拠規定等

子ども・子育て支援法（抜粋）

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第五十八条の四

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告等)

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

子ども・子育て支援法（抜粋）

(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に係る場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(趣旨)

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(利用料及び特定費用の額の受領)

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(法定代理受領の場合の読み替え)

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(参考) 職員、設備及び会計に関する諸記録の例（「特定こども・子育て支援施設等指導指針」より）

区分	諸記録の例
職員に関する記録の例	<ul style="list-style-type: none">・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類・安全衛生管理体制が分かる書類・職員の健康診断の実施状況が分かる書類
設備に関する記録の例	<ul style="list-style-type: none">・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類
会計に関する記録の例	<ul style="list-style-type: none">・適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めているか。・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等）・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿